

令和 2 年第 3 回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和 2 年 5 月 18 日 (月曜日) 1 日間 本会議 1 日

令和 2 年 5 月 18 日第 3 回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第 1 日)	
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春 2 番 大 川 徹 也 3 番 原 直 弘 4 番 吉 田 豊 5 番 田 中 静 雄 6 番 原 田 希 7 番 吉 富 隆 8 番 大 川 隆 城 9 番 寺 崎 太 彦 10 番 中 山 五 雄
欠席議員 (0 名)	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 三 好 浩 之 まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智 布 由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江 島 朋 子 税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二
職務のため 出 席 し た 事 務 局 職 員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主事 松 田 望

議事日程 令和2年5月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第26号～議案第31号)
- 日程第5 議案審議
議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度上峰町一般会計補正予算(専決第1号))
- 日程第7 議案第28号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第29号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第31号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は、令和2年第3回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番鈴木千春君及び2番大川徹也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第２．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３ 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第３．町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。大変お忙しい中、足元が悪い中、こうした臨時会の開催をお願いいたしましたところ、御参集を賜りましたことを心から感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の議案につきましては、新型コロナ感染症対策関連での迅速かつ的確に支援を行うことで効果を発揮するものでございまして、条例改正及び予算補正等をお願いしたいと思っております。

ぜひ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第４ 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第４．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和２年５月18日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月18日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第28号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険制度加入者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、傷病手当を支給するため条例整備を行うものです。

令和2年5月18日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第29号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

後期高齢者医療制度加入者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、傷病手当を支給するための条例の整備を行うものです。

令和2年5月18日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,479,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第31号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上6議案ですが、一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(中山五雄君)

ただいま町長より6議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○税務課長(矢動丸栄二君)

皆様おはようございます。では、議案第26号の補足説明を私のほうから御説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に公布され、令和2年4月30日を施行日とする本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、別紙のとおり専決処分をさせていただいたことを承認いただくものでございます。

今回の改正の主なものとしましては、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として、厳しい経営環境にある中小企業等に対して、令和3年度の課税の1年分に限り償却資産及び事業所用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1または0とする規定を新たに加えられたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、固定資産税の軽減適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を新たに加える改正が行われたことに伴う改正となっております。

続きまして、軽自動車税につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の軽減期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正を行うものでございます。

最後になりますが、税金の徴収猶予についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降において、収入が前年同期に

比べおおむね20%以上の減少があり、かつ一時に納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことに伴う改正となっております。

それでは、お手元の新旧対照表に基づきながら御説明をいたします。新旧対照表の御用意をお願いいたします。

新旧対照表につきましては、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

では、1ページをお願いいたします。

上段附則第10条（読替規定）についてですが、地方税法附則第61条及び第62条の追加となっております。

地方税法附則第61条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額特例を新たに設け、中小企業等の所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として、厳しい経営環境にある中小企業等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1または0とする条文となっております。

第62条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例と新たに設け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等に支援する観点から、固定資産税の減免適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える条文となっております。

中段から2ページの上段第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、12項につきましては、生産性向上特別措置法の同意導入促進基本計画に定める機械装置等を含む改正、15条につきましては、1ページで新設されました地方税法附則第62条の新設に伴う新規制定となっております。

2ページをお願いいたします。

上段第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてですが、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正となっております。

中段第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてですが、新たに設ける条文で、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請手続について、条例の定めに準用する規定の制定となっております。

3ページをお願いいたします。

第2条関係の改正となっております。第2条につきましては、令和3年1月1日からの施行となっております。

上段附則第10条（読替規定）及び中段10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてですが、新型コロナウイルス感染症等に係る地方税法附則に新たに徴収猶

予の特例と不動産取得税の軽減の特例の新設による条文のずれに伴う改正となっております。

3 ページ下段から 4 ページ上段、第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例についてですが、イベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者へ寄附金控除の適用に係る対応として新設されたことに伴う改正となっております。

4 ページの下段第25条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除の特例についてですが、住宅借入金等特別控除として、町民税から控除できる期間を令和15年度までを新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合には、令和16年度まで適用を受けることができることとなる新たな制定となっております。

以上で議案第26号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第27号及び議案第30号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、内容は令和2年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

既に町民の皆様への給付も始まっており、制度については御存じのことと存じますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で、国の負担により世帯員1人当たり100千円を当該世帯主に給付する事業、さらに、子育て世帯への経済支援として児童手当に10千円を上乗せするという2件の事業でございます。

4月30日の国の補正予算の成立を受け、迅速かつ的確な給付という国の方針に従い、事務遂行に遅滞が生じることのないよう成立翌日の5月1日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書を御用意ください。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額985,365千円、計1,600,450千円。

歳入合計、補正額985,365千円、計12,313,379千円でございます。

3ページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額969,000千円、計8,110,767千円。

款の3. 民生費、補正額16,365千円、計1,365,164千円。

歳出合計、補正額985,365千円、計12,313,379千円でございます。

今回の2件の交付金につきましては、関係事務経費につきましても、基本的に国が事務費

交付金として全額手当を行うこととなっておりまして、経常予算においては町費の持ち出しは行っておりません。緊急措置ということもございまして、制度の通知から執行までの間に極めて時間がございましたので、事務経費に関しましては国の指針を参考に項目、費用など概算で計上させていただいております。給付が終了するまでの間、状況によっては各節間での流用、また予定外の事務経費の出現も可能性としてはございます。極力町費の持ち出しを生じさせないことと併せ、給付事務に遅滞が生じないよう適切な予算執行に努めてまいります。御理解をお願い申し上げます。

議案第27号につきましては以上でございます。

次に、議案第30号 令和2年上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算の概要につきまして、補足説明いたします。予算書の御用意をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の18. 繰入金、補正額165,971千円、計3,640,708千円。

歳入合計、補正額165,971千円、計12,479,350千円でございます。

3ページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額5,343千円、計8,116,110千円。

款の7. 商工費、補正額160,628千円、計201,868千円。

歳出合計、補正額165,971千円、計12,479,350千円でございます。

詳細につきましては、後ほど所管課より説明をいたします。

今回の補正予算に係る財源につきましては、緊急措置ということで財政調整基金を充当しておりますが、国の財政支援策の動向次第によりましては、後日、財源の組替えも想定しておるところでございます。

なお、今回取崩し後の財政調整基金残高は158,000千円ほどになります。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。引き続き私のほうからは、議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の創生室関係分につきまして補足を申し上げます。

説明書の4ページを御覧ください。

上段になりますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、12節. 委託料、リモートワーク環境整備委託料ですが、コロナウイルス感染拡大防止施策といたしまして、庁舎内におけます執務環境形成を図る必要があります。執務室以外から庁舎サーバーへアクセスするための環境構築に加え、実走する上での経費や既存システムの構築内容に造作

を加える上での環境を踏まえた上での設計に着手するものでございます。また、同節ランケーブル配線委託料のほか、13節．使用料及び賃借料、17節．備品購入費等を計上しておりますが、本来対面を必要とすべき県や各市町との共有による重要施策等の調整の場や外部との打合せなどが従来の対面方式からウェブ上等で行われるよう環境が変化してきておりますので、時流に合わせた環境構築を行うための整備費用を計上しているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。引き続き私のほうからは、議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の予算中、産業課関係につきまして補足説明申し上げます。

説明書の4ページをお願いいたします。

今回の議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係の予算の補正をお願いするものでございます。

歳出の款7．商工費、項2．商工観光費、目1．商工観光振興費、節3．職員手当等、時間外手当500千円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業によります業務増により、産業課職員の時間外手当を新設、予算化するものでございます。

その下になります。節10．需用費、1 消耗品費、予算額500千円でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、国は花木の消費拡大や花を飾って楽しみ、前向きな気持ちの環境づくりを行うことを「花いっぱいプロジェクト」と称して協力要請しており、上峰町においては、庁舎内の共有スペース5か所に新型コロナウイルスの影響が減少するまでの期間、花を飾ることについての経費を計上するものでございます。

その下になります。節18．負担金、補助及び交付金159,628千円でございます。町独自の新型コロナウイルス感染症対策としまして、町商工会に補助金を交付いたしまして、事業者に応援給付金、休業支援金の支援を行うものであり、事業については商工会と共同で行うものでございます。

内訳としましては、事業者応援給付金事業として、売上高の減少が20%以上の事業者を約200事業者と見込みまして、影響の大きさに応じた支援を行うところであり、売上の規模に応じて減少20%以上であれば最大1,000千円として、売上高による区分を設けて1,000千円、500千円、250千円、100千円のいずれかの額を給付し、減少50%以上であれば最大2,000千円としまして、同じく売上高の規模に応じて2,000千円、1,000千円、500千円、200千円のいずれかの額を支給するもので、予算額146,000千円であります。

次に、休業支援金事業としまして、佐賀県からの休業要請等に応じ、休業または営業時間の短縮を実施した店舗に対する店舗休業支援金に町が上乗せして支給するものでございます。

これも影響の大きさに応じた支援を行うところでありまして、売上高の規模に応じて最大1,000千円として売上高による区分を設け、1,000千円、500千円、200千円のいずれかの額を支給するもので、約30事業者を対象と見込みまして、予算額13,000千円でございます。ほか商工会の事務費としまして628千円を計上いたしておりますが、申請の件数によりまして、このケースについても支出したいと考えております。

今回、新型コロナウイルス感染症対策事業を早期に実施するために予算の補正をお願いしているものでございます。

以上、私からの補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第28号、議案第29号及び議案第31号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第28号をお手元に御用意ください。

議案第28号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例になりますが、去る3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策支援―第2弾―」の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれましたことから、国、県から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた整備について要請がなされました。

上峰町におきましても、できる限り感染拡大の防止を推進し、発熱などの感染が疑われる場合も含めて、被用者が感染した場合に会社を休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。また、市町村等に対しましては、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととなっております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。現行の附則の下段に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の内容を加えております。

第20項は、対象者としては、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができないときとなっており、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者や発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被用者です。

支給の対象とする日数については、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない日数となっております。

第21項は、傷病手当金の1日についての給付額です。直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の30分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする内容です。

第22項は、傷病手当の支給期間で、支給を始めた日から起算して最長1年6か月となっております。

第23項と第24項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当と給与等の調整で、給与収入の全部または一部を受けることができる被用者に対しては、これを受けることができる期間は支給の対象日数としないこと。受けることができる給与収入の額が算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する内容で、傷病手当金と給与等の調整の内容となっております。

第25項は、第24項の規定により、本町が支給した金額については、当該保険者を使用する事業所の事業主から調整する内容となっております。

施行日は公布の日からとしており、この条例による改正後の上峰町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合となっております。

以上、議案第28号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号をお手元に御準備ください。

議案第29号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例になりますが、議案第28号と同様に、後期高齢者医療保険においても新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う内容が盛り込まれました。

この対策本部が決定した緊急対策の趣旨を踏まえ、上峰町におきましても、できる限り感染拡大の防止を推進し、発熱などの感染が疑われる場合も含めて、被用者が感染した場合に会社を休みやすい環境を整備するため、傷病手当金を支給することができるよう後期高齢者医療保険の条例においても所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。左側改正後の町において行う事務として、附則第2条第1項第7号の次に「広域連合条例附則第5条から第7条までの傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものです。

広域連合条例附則の第5条は、傷病手当金の支給に日数や算出方法、支給期間の内容となっております。第6条及び第7条は、被保険者等に係る傷病手当と給与等の調整に係る内容となっております。

傷病手当金の給付については、後期高齢者広域連合で行うため条例のみの改正となり、改正に伴う予算の計上はございません。

施行日は、公布の日からとしているところでございます。

以上、議案第29号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の5. 県支出金、補正額1,700千円、計715,276千円。

歳入合計、補正額1,700千円、計971,460千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の2. 保険給付費、補正額1,700千円、計682,067千円。

歳出合計、補正額1,700千円、計971,460千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の5. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 保険給付費等交付金、節の2. 特別交付金、説明欄の特別調整交付金分（市町村分）1,700千円ですが、先ほど議案第28号で説明をいたしました傷病手当金の給付の整備に伴い、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う内容のものでございます。

続きまして、歳出のほうですが、4ページを御覧ください。

款の2. 保険給付費、項の6. 傷病手当金、目の1. 傷病手当金、節の18. 負担金、補助及び交付金、説明欄の傷病手当金1,700千円ですが、先ほど歳入で御説明をいたしました特別調整交付金分（市町村分）を受け、傷病手当金1,700千円を計上しております。支給額は直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける支給対象となる日数となっております。被保険者の1%程度を見込んで算出をしております。

以上、議案第31号の補足説明を終わります。

私のほうからは、議案第28号、議案第29号及び議案第31号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第26号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第27号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほどの財政課の説明によると、今後、町の持ち出しもなくはないということで説明をされたと思うんですけど、今後の持ち出し分の増額分、その分が行く行くは国のまた交付金とかになるのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

今のところ予算上では持ち出しという形にはしておりません。国のほうからは人口規模等に応じた目安というものが示されておりまして、その範囲内で予算を組んでいるというところございまして、基本的には町の持ち出しとなるような性質のものを執行しないというところで努めていきたいというふうに考えておりますので、国の十分今のところ範囲内、目安の範囲内で予算計上しておりますので、追加がもし仮に出たとしても、まだ上限のほうには達しておりませんので、大丈夫かというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、ちょっと確認したいんですけど、例えば、今の予算内で収めるということだったんですけど、減額というか、余った場合の措置はどうするのかどうかの確認をしたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

今交付申請を概算でやっておりますので、あと実績報告としまして、余った分については、当然執行しなかった分につきましては、その範囲内でしか来ないということです。基本的に全額国庫支出金の対象になるということであれば、その実額が実績として報告いたしまして、それでうちの持ち出しはないという結果になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第28号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第28号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第29号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第29号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第30号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（大川隆城君）

説明の4ページの款の7．商工費の関係でちょっとお尋ねしたいと思いますが、この中で

休業補償について、県の休業要請に応じた事業者に対して行うということでもありますけれども、これが30業者というふうに上げておられますが、県の休業要請というのは2回あったと思います。そうすると、その2回に対してまた町も出すということか、それともそれは一括してということか、その辺ちょっと確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの佐賀県の休業支援金に上乗せしまして行う休業支援金の改正につきましてですが、議員おっしゃいますように、休業要請を4月22日から5月6日まで出されております。これに引き続きまして、接客を伴うものにつきまして、この期間の次に出されておまして、県のほうといたしましては150千円のところの交付につきましては全く別物というふうなところで捉えております。

上峰町の休業支援金につきまして、4月22日から5月6日まで、この休業支援金について上乗せするところをございまして、県のほうも、この次の期間で行っておられます接客を伴うものにつきまして150千円と、また別のところ出されておるところでございます。

町のほうにつきましては、一律の金額ではございまして、前年の売上規模に応じて出すところでございますので、今事務局として考えておりますところ、この4月22日から5月6日、またこれの上乗せで考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

それでは、先ほどおっしゃったように、県が接客業者に対して5月7日以降休業要請をした。その分については町は対応はされない、しないということですね。その辺もう一遍確認してください。

○産業課長（日高泰明君）

ただいま事務局として考えておりますのは、接客を伴うものについて、1度上峰町から休業支援金を受給された方につきまして、2度目の交付は考えておるところではございません。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ないでしょうか。

○3番（原 直弘君）

すみません、先ほど課長の説明があったんですけど、減額のパーセンテージに対する金額ですね、応援給付金というか。全協でお話しされた応援給付金について再度詳しく、そしてもうちょっとゆっくりいただけますかね。ちょっと記載しますので、よろしく願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

応援給付金の給付額の区分につきまして、前年の売上高の平均値の12分割というふうなと

ころで、前年の売上高に応じてというふうなところですけど、前年の売上高の平均の月額が5,000万円以上の事業者で、20%から50%未満に減少した業者につきましては1,000千円。50%以上減少した事業者につきましては2,000千円。前年度の売上高の平均値が……。

（「すみません、もうちょっとゆっくりいいですか」と呼ぶ者あり）

前年の売上高の平均が30,000千円以上50,000千円未満の事業者につきまして、20%以上から50%未満につきましては500千円。50%以上減少した事業者につきましては1,000千円。前年の売上高の平均が、月々の平均が10,000千円以上から30,000千円未満の事業者につきましては250千円。50%以上につきましては500千円。前年の売上高の平均月額が10,000千円未満でございますと、20%以上50%未満の減少した事業者につきましては100千円。50%以上減少した事業者については200千円というふうなところで計画しておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

これと同じような感じで、国のほうで持続化給付金というのがあるんですけど、この内容については課長御存じでいらっしゃるんですか、ちょっと確認したいんですけど。

○産業課長（日高泰明君）

国の持続化給付金につきましては、もちろん細部というふうなところではございませんが、存じておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

この国の持続化給付金については、対前年度比の月額で、月が50%以上ある分に対してが対象になるということになっていると思うんですけど、これについて、ほかの自治体を見ると、この国の持続化給付金の50%以上はこれで補償させると。そして、その未満の部分は国の持続化給付金が該当しないということで、それについて補償をするという自治体もかなりあるようですので、その辺の討議があつて、なおかつ50%以上うちの応援給付金で上げられるかどうかの確認をしたいと思います。どういう話があつたとかどうかですね。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御指摘のとおりでございまして、50%以上減少した業者につきましては法人で2,000千円、個人事業主で1,000千円までの持続化給付金の給付対象となっているところでございます。もちろん50%未満でございますと、国からの持続化給付金の給付はないところでございまして、そういったところからも含めたところで町のほうで、この給付金を給付するというふうなところで考えたところで、この給付金につきましては20%、50%未満に減少した事業者につきましても町のほうで応援給付金を交付するというふうなところでございます。

○3番（原 直弘君）

なぜこの質問をするかというと、50%以上は国が補償して、今回町が給付して20。

もう一つ、50%未満は国が当然該当しないので、そのまま町の方だけの給付金ということになると、やっぱり事業者間において当然不公平感が出るのではないかと。そういう懸念が

私しております。

やはり、いろいろな補助金見ますと、あくまで国があって県があって町があると。それで二重と言うと不公平感がその分は、そういう通常の補助金はないわけですね。

そこで、今回この町が50%以上もそういう給付金を見るとなると、50%未満の事業者間において、先ほど申したように不公平感が生じるということで、その予算の組み方についてどうだろうかと。自分としては、50%未満をより手厚くしたほうがいいのではないかということとで私質疑をしたわけなんですけど、それについて伺いたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところで、事業者のお金の区分で20%以上50%未満のほうを手厚くするというふうなところで提案されているところと思います。

もちろん、50%以上というふうなところで国の持続化給付金のほうはあるわけですが、50%以上の減収があった。大きな減収があったというふうなところで国は定義付けして、50%の事業者について持続化給付金の対象となるとなるとされていることと思います。

20%、50%未満といいますと、その減収額よりも少ないというふうなところの判断で国は50%以上というふうなところの線引きをされたかなと。町のほうにつきましては、20%、50%未満と、減少額があんまり多くないというふうなところにつきましても、もちろん町のほうで給付を行っていききたいというふうなところ、応援、支援したいというふうなところで応援給付金の対象としまして、もちろん、20%以上50%未満、額で言いますと、減収の額ですけれど、もちろん50%以上よりもおのおの業者さんにつきましては減収のところの額は少ないというふうなところで、国は50%以上というふうなところと判断しておりますが、町のほうではそういった売上高がそこまで落ちていないというふうなところの20%以上50%未満というふうなところについても支援していききたいというふうなところで検討したところでございます。

○町長（武廣勇平君）

これは各市町の給付金の単独応援事業を見比べていただいても、より売上高が少ない小規模事業者、個人事業主に柔軟に対応し、より手厚くした制度にしております。それは見比べていただければ一目瞭然だと思います。なぜなら、給付金自体は定額給付という形で行われております。50%以下のところだけを対処している国の給付金以外をフォローしている自治体というのは数少ないというところで、まず20%以下のところに対応したことを先ほど産業課長のほうからお伝えをさせていただきました。また、20%以下、50%以下、双方とも10,000千円以下の小規模事業者を一くくりにし、より売上高が小さいところも同規模の、10,000千円以下同規模の給付がなされるという意味で手厚くしております。

しかし、懸念されるのは、実際は総売上高が通常ないにも関わらず、通常の売上高以上の給付がされるということが想定されます。それはやはり本末転倒な話でありますので、売上

高規模にきちっと1年間の平均値を取って、各月12か月で割って分布を決めるということをして1つ条件にしているということを申し上げさせていただきたいと思います。他の自治体では、年間の売上高をしっかりと把握し、12か月で分割して対応している自治体はないものというふうに理解をしております。

我々としみしても、そういう意味では、例えば、年間の売上げが6億円、12か月で割りますと50,000千円以上、1か月50,000千円のところが500千円の給付金を支給されたとしても、それは会社の運営にとっては非常に微々たるもの、おっしゃるとおり微々たるものであるという、この給付金の国の制度を受けての様々な市政の声を受けまして、やはり売上高を年間把握し、12か月で12等分した上で分類させていくということが必要な措置だと思いますし、より10,000千円のところで層を一緒にしておりますので、手厚い対応をしているというふうに理解していただければと思います。

これ以上の対応が、結構時間がありましたから、しっかり制度を作り込むことができました。ほかにどういうやり方があるのか、いろいろ御提案等も聞きながら、加味できるものは加味して、今後の施策につなげていければと思っています。

○3番（原 直弘君）

今、町長の説明から、20%以下も給付金があるということでは言われたかなと思うんですけど、課長の説明じゃ20から50とか、20%未満というか以下というか、その分の給付金の説明が私がちょっと聞き取れなかったかもしれないんですけど、あったかどうかの確認をちょっとしたいんですけどお願いします。

○町長（武廣勇平君）

私が20%以下の減少のところを言ったということであれば、ちょっと私の伝え方が間違っています。20%から50%、要するに50%減少まで至らない企業が数多く存在していて、その飲食店、あるいは個人事業主であったり、中小企業に対する支援を弾力的に行っていく必要があるという趣旨でございました。失礼いたしました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

同じくこの支援関係、コロナ対策関係のことでお尋ねしますが、この予算の中には、テイクアウトに関係した予算も含まれていますよね。

そこで1つ確認なんですけど、テイクアウト関係については、飲食業者などの支援というふうなことをメインとして町の特産物の販売等にもということも書かれておりますが、ここに6月1日からされるというふうなことでもございましたが、そしたら、ここに出せる業者さんは前もってどこどこが出したいということでの登録といいますか、そういうことをせんといかんわけでしょうが、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところでございますが、テイクアウト関係の予算は、今お話ししている補助金の額には含まれておるところではございません。

以上でございます。（「それは失礼しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

現在、予算計上されている分が通常の事業者ということなんですけど、今回、政府のほう
が5月15日に農家に最大1,500千円ということで補助金を出すような方針を固めたとい
うことで発表がっております。

ちなみに、全員協議会で県の動向等を見ながら、そういった農家などの補助金なり、そ
ういうのを考えていくと言われていたんですけれども、当然、今度国のほうでその分の指針
というか方針が出ましたので、町としてもその方向で今回の事業者プラス農家の方の支援も
していただけるかどうかの確認をしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

まず国、そして県も19日、20日にそうしたプレスリリースはされておりますが、臨時会
を開かれる予定でありますので、国、県の動向を見守りながら対応を考えていくことだと思
います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第31号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第31号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第11 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第11. 討論・採決。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第28号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和2年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前10時34分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中 山 五 雄

上峰町議会議員 鈴 木 千 春

上峰町議会議員 大 川 徹 也